

契 約 書 (案)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役 末岡 隆則 (以下「甲」という) と (以下「乙」という) とは、令和元年度メディカルライティング研修業務 (以下「業務」という) について下記条項により契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲および乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を払うものとする。

(受講者)

第3条 本契約に関わる研修プログラムの受講者は、甲の指定する職員 (以下「職員」という。) とする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受講生一人あたり 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
 - (2) 前号を除く一切の経費 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。
- 3 本契約の締結後に、消費税法等の改正により消費税および地方消費税の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降に実施した業務にかかる消費税額および地方消費税額は、変動後の税率により計算した額とする。

(契約保証金)

第5条 本契約の保証金は、免除する。

(受講期間等)

第6条 本契約により、職員が受講することの出来る期間及び場所は次のとおりとする。

期間 令和元年9月1日から令和2年3月31日

場所 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 会議室

(費用負担)

第7条 本契約書に定めるものを除き、乙が本契約を履行するうえで要する一切の費用は、乙の負担とする。

(納入・検査・検収)

第8条 乙は、甲に対し、別紙仕様書に基づき、職員ごとの添削・採点の結果を研修成果物として提出する。

- 2 甲は、前項に定める研修成果物の提出後10日以内に検査を行うものとする。
- 3 各職員の研修は、甲が前項に定める検査に合格したと認めたときに完了とする。
- 4 乙は、甲に対し、全職員の研修が完了した際に、事業成果物として事業完了届を提出する。
- 5 甲は、前項に定める事業成果物の提出後10日以内に検査を行うものとする。
- 6 検査不合格となった場合、甲は直ちに乙に通知し、乙は速やかに修補を行う。なお、修補の際に発生した費用は乙の負担とする。また、修補後の再検査についても前項と同様とする。
- 7 契約期間中に検査が完了しなかった場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(発生した著作権等の帰属)

第9条 業務によって甲が乙に委託して制作した成果物は、著作権法第21条ないし第28条に規定される権利を含めて書面による別段の定めのない限りは、甲に帰属する。

(契約金額の請求)

第10条 乙は、第8条第2項に定める検査終了後、第4条第1項各号に定める額により支払請求書を作成する。

(受講費用の支払)

第11条 甲は、前条の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対して年2.7パーセントの割合で計算した金額を遅滞利息として乙に支払うものとする。

(危険負担)

第13条 天災その他甲乙何れの責にも帰せられない事由によって、全職員の受講の継続が不可能となった場合には、契約は失効するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約によって生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、

若しくは担保に供してはならない。ただし、売掛債権担保融資制度に基づき融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（契約の委託の禁止）

第15条 乙は、本契約の全部を第三者に委託させてはならない。

- 2 乙は、本契約の一部を第三者に委託する場合には、甲に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）委託する相手方の商号又は名称及び住所
- （2）委託する相手方の業務の範囲
- （3）委託を行う合理的理由
- （4）委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- （5）委託に要する費用
- （6）その他必要と認められる事項

- 3 乙は、本業務の一部を第三者に委託する場合、当該再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に対して負担するものと同一の義務を負わせるものとし、当該再委託先に関する全ての責任を追うものとする。

（秘密の保持および個人情報の破棄等）

第16条 乙は、次の各号に掲げる個人情報の取り扱いを厳守するものとする。

- （1）本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。
- （2）職員の個人情報を厳重、適切に管理し、必要がなくなったら適切に廃棄すること。
- （3）本契約が終了した後も、本条は、存続するものとする。

（研修に関する教材等）

第17条 乙は、乙が有する教育プログラム、教授法により研修を実施する。甲は、印刷された教材については現存のまま閲覧・参照することに限られ、複製、二次的著作物作成その他の形式で利用はできないものとし、プログラム・CD及びビデオ教材については機械に読み込ませ、実行することに限られるものとする。

- 2 前項の教材に関する知的所有権は、乙またはその他の第三者に帰属する。

（損害賠償）

第18条 甲及び乙は、本契約の違反により損害が生じたときは、その損害につき賠償責任を負うものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第19条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一

部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第21条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(監査)

第22条 甲は、本件業務の履行状況につき、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、調査費用は甲の負担とし、調査の対象事項及び方法の詳細については、甲乙が別途協議の上定めるものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第23条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除による解除等)

第24条 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を払う。

(紛争等の解決方法)

第25条 本契約条項又は本契約の定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
契約担当役 末岡隆則

乙